(日本工業規格A列6)

写 真	登 録 印		
	雇用保険被		1
被保険者番号 手帳登録番号		手帳交	付番号
氏 名 性 別 生	年月日 年齢	有効 初日	
		期間末日	
住所			
令和 年	月 日 交	付 公共職業安定	所長 印
所在地			

(第1頁(表紙の裏))

資 格	継	売 認	可拨	沈		
タ 毛	振 登 :	显示	<u></u>	-	绿	印
71 7	区 立	以 田		₩.	野水	H1-
1	備		考			
	名手		名 手帳登録番	名 手帳登録番号	名 手帳登録番号 登	

(第2頁から第4頁まで)

手帳シール貼付欄	

2 日			付印押なつ 5 日
即	即	即	即
9 日	10 日	11 日	12 日
16 日	17 日	18 日	19 日
23 日	24 日	25 日	26 日
30 日	31 日	※貼付印紙数 (押なつ納付 印数)1級 枚(回)2級 枚(回)3級 枚(回)	
	9 日 卸 卸 卸 30 日	2 日 3 日 即 即 即 9 日 10 日 即 即 即 16 日 17 日 即 即 即 即 23 日 24 日 即 即 即	2 日 3 日 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

(第6頁から第28頁までの偶数の頁)

	即		7 F 卸	1		普通絲	合 付		特例	給 付
;						1			4	
					不就労確認	2			5	
1	3 日	1	4	∃	認	3			6	
	即		即	ļ		認	定為	給付	の記録	₹
					1			1	10	
					2			1	11	
	即	2	1	∃	3			1	12	
			,	4			1	13		
						5			14	
2	7 日	2	8	∃	6			1	15	
	即		即	ļ	7			1	16	
					8			1	17	
					9					
普		1級	2級	3級	給付	寸金日額		前月	までの 合日 数	日分
通給	前月					円	特例給	今	月の	日分
通給寸對系	前々月				支	給日数	例給付関係	支約	合 日 数	ロガ
杀	計					日分まで	徐		計	日分

この手帳を交付する月前9月間における 貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況

取扱 者印

					者印	
年	貼	付 (細なの約		数	支給した 給付金の	求職者
月	1級	(押なつ約 2級	3級	計	普通	特例
•	枚(回)	枚(回)	枚(回)	枚(回)	(日分)	(日分)
•						
•						
•						
•						
•						
•						
•						
•						
備						
考						

特例給付に関する記録

特例給付申出年月日			
基礎期	間	. ~ .	. ~ .
基礎期間内にお	1級	枚(回)	枚(回)
ける貼付印紙数	2級	枚(回)	枚(回)
(押なつ納付印	3級	枚(回)	枚(回)
数)	計	枚(回)	枚(回)
求職者給付金の	日額	円	円
受 給 期	間	自 至 ・	自 ・ ・
失業の認定日・ラ	支給日		
管轄公共職業安定所名		印	印
備考			

被保険者の注意

- 1 この手帳により求職者給付金の支給を受けようとするときは、公 共職業安定所(厚生労働省組織規則第793条の規定により当該事務を 取り扱わない公共職業安定所を除く。)(特例給付の支給を受けよう とするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所)又は船員職 業安定法施行規則第2条に規定する地方運輸局に出頭し、この手帳 を提出すること。
- 2 就業するときは、就業前にこの手帳を事業主に提出すること。
- 3 賃金の支払を受けるときは、この手帳に事業主から雇用保険印紙の貼付(印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主からは、納付印の押なつ)を受けること。なお、必要があるときは、いつでも事業主にこの手帳の返付を請求することができること。
- 4 この手帳は、求職者給付金の支給を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 5 偽りその他不正の行為により求職者給付金の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、一定期間求職者給付金を受けることができなくなるほか、その返還及びその2倍の額以下の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあること。
- 6 この手帳による求職者給付金の支給に関する処分又は偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者給付金の返還若しくはその額に相当する額以下の金額の納付を命ずる処分について不服があるときは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に当該処分を行った公共職業安定所又は地方運輸局の所在地の都道府県労働局に置かれている雇用保険審査官に対して審査請求をすることができること。

事業主の注意

- 1 事業主は、この手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、 その者に支払う賃金が11,300円以上のときは第1級雇用保険印紙 (176円)を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級雇用保険印紙(1 46円)を、8,200円未満のときは第3級雇用保険印紙(96円)を賃金支払 時にこの手帳の当該日欄に貼付し、消印すること。
- 2 消印は、あらかじめ事業所の所在地の公共職業安定所に届け出た 印を印紙貼付(納付印押なつ)台帳の日欄のU印の箇所に割印するよ うに押すこと。
- 3 印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主は、この 手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、その者に支払う賃 金が11,300円以上のときは第1級雇用保険納付印を、8,200円以上1 1,300円未満のときは第2級雇用保険納付印を、8,200円未満のときは 第3級雇用保険納付印を賃金支払時にこの手帳の当該日欄に押なつ すること。
- 4 表紙、1頁から4頁まで、5頁から28頁までの支給台帳及び※印欄、 29頁並びに30頁には記載しないこと。